

第 1 回世羅町議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 23 日

第 4 日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和8年 第1回世羅町議会定例会 (第4号)

令和8年3月23日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- | | | |
|-----|--------|-----------------------------|
| 第1 | 議案第26号 | 令和8年度世羅町一般会計予算 |
| 第2 | 議案第27号 | 令和8年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 第3 | 議案第28号 | 令和8年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算 |
| 第4 | 議案第29号 | 令和8年度世羅町介護保険事業特別会計予算 |
| 第5 | 議案第30号 | 令和8年度世羅町介護サービス事業特別会計予算 |
| 第6 | 議案第31号 | 令和8年度世羅町公共下水道事業会計予算 |
| 第7 | 請願第1号 | 上安田地区 町道の早期改良に関する請願書（町道宝谷線） |
| 第8 | 請願第2号 | 町道土井丸線改良要望について |
| 第9 | | 総務文教常任委員会報告 |
| 第10 | | 産業建設常任委員会報告 |
| 第11 | | 議会広報広聴常任委員会報告 |
| 第12 | | 議会改革調査特別委員会中間報告 |
| 第13 | | 議員派遣について |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	亀田知宏	2番	佐倉悠希
3番	矢山靖	4番	宗重博之
5番	佐々木浩康	6番	福永貴弘
7番	向谷伸二	8番	上本剛
9番	松尾陽子	10番	藤井照憲
11番	田原賢司	12番	高橋公時

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	奥田正和	副町長	金廣隆徳
会計課長	市尻孝志	総務課長	升行真路
財政課長	矢崎克生	企画課長	藤川道代
税務課長	小林英美	町民課長	道添毅
子育て支援課長	藤井博美	健康保険課長	官崎満香
福祉課長	和泉美智子	産業振興課長	住田谷保
商工観光課長	山崎誠	建設課長	福本宏道
上下水道課長	広山幸治	せらにし支所長	前川弘樹
教育長	早間貴之	学校教育課長	藤原康治
社会教育課長	正田一志		

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長	黒木康範	書記	迫林威宏
嘱託書記	貞光有子		

開 議 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（高橋公時） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

この際、日程第1 議案第26号 令和8年度世羅町一般会計予算から日程第6 議案第31号 令和8年度世羅町公共下水道事業会計予算までの「6件」を一括議題といたします。

ただいま議題となりました「議案6件」については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（向谷伸二） 議長。

○議長（高橋公時） 向谷委員長。

○予算審査特別委員長（向谷伸二） 令和8年3月23日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

予算審査特別委員会

委員長 向谷 伸二

予算審査特別委員会審査報告

令和8年3月5日の本会議において本委員会に付託された、議案第26号から議案第31号までの6件の議案審査の経過及び結果について、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日 令和8年3月5日（木）午後4時55分開議
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 向谷伸二、松尾陽子、亀田知宏、佐倉悠希、矢山 靖、宗重博之、佐々木浩康、福永貴弘、上本 剛、藤井照憲、田原賢司、（高橋議長）
- 4 審査事案

(1) 委員会条例第8条による正副委員長の互選を行った。

(互選結果は、委員長：向谷伸二委員、副委員長：松尾陽子委員)

(2) 予算審査に関する資料要求項目の確認を行った。

(要求項目：22項目)

【開会中の審査】

- 1 開会日 令和8年3月16日(月)、17日(火)
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 向谷伸二、松尾陽子、亀田知宏、佐倉悠希、矢山 靖、宗重博之、佐々木浩康、福永貴弘、上本 剛、藤井照憲、田原賢司、(高橋議長)
- 4 説明員 町長、副町長、会計課長、総務課長、財政課長、企画課長、税務課長、町民課長、子育て支援課長、健康保険課長、福祉課長、産業振興課長、商工観光課長、建設課長、上下水道課長、せらにし支所長、教育長、学校教育課長、社会教育課長
- 5 審査事案
 - (1) 議案第26号 令和8年度世羅町一般会計予算
 - (2) 議案第27号 令和8年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算
 - (3) 議案第28号 令和8年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算
 - (4) 議案第29号 令和8年度世羅町介護保険事業特別会計予算
 - (5) 議案第30号 令和8年度世羅町介護サービス事業特別会計予算
 - (6) 議案第31号 令和8年度世羅町公共下水道事業会計予算
- 6 審査概要

本委員会に付託された議案第26号から議案第31号までの6件の議案に関し、質疑を中心として、3月16日及び17日の2日間開会し、令和8年度6会計の予算案の審査を行った。

(1) 令和8年3月16日(月) 午前9時開議

新年度予算に計上された貴重な財源がどのような形で、町民全体の福祉の向上・町の発展に活かされるかを審査視点に置き、提出された令和8年度施政方針及び予算概要から質疑を行った。その後、各会計の予算案及び予算説明書並びに予算審議資料に基づいて質疑を行った。

はじめに、一般会計歳入全般、つぎに一般会計歳出の議会費、総務費、民生

費まで、続いて衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書に関する質疑を行った。

(2) 令和8年3月17日(火)午前9時開議

3月16日に引き続き一般会計歳出の衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書に関する質疑を行った。

次に国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療制度特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計について一括質疑を行った。続いて公共下水道事業会計に関する質疑を行った後、総括質疑を行った。

(3) 審査で出された意見等

施政方針では、長期総合計画の5つの基本目標である「健幸づくり」、「ものづくり」、「人づくり」、「安全安心づくり」及び「地域づくり」の各事業の取組内容や考え方等に関する質疑が行われた。

次に、各会計に関して事業内容や目的、事業で見込まれる効果等により、住民福祉の向上、町の発展に活かされるか等に関する質疑が行われた。その中で、地域経済循環創造事業に関しては多くの質疑が出された。町執行部からは、予算説明書によるコスト情報などの説明が行われた。また活動指標及び成果指標の設定については、内容に重複など無いように改善を行いたいと答弁があった。

総括質疑においては、委員からは、情報系ネットワーク整備の必要性、財政推計と財政調整基金の方針、縮充と新たな投資による町民のウェルビーイングの推進、財政の確立と町民の暮らしをどう支えるか、人口減少と少子高齢化が進む中で安心して暮らせる行政サービスを守りながら持続可能な行政運営をどう進めるか等の質疑が行われた。これらに対して町執行部からは、それぞれの事業の必要性、人口減少の進む本町の経済基盤、機能などの維持とともに、町債残高が100億円を下回ったとはいえ、更なる厳格な会計運用などについて執行者の考え方などの答弁が行われた。

その後、本委員会に付託された6会計の予算について、委員会としての採

決を行った。

7 審査結果

- 議案第 26 号 令和 8 年度世羅町一般会計予算
可決すべきもの(賛成多数)
- 議案第 27 号 令和 8 年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算
可決すべきもの(賛成多数)
- 議案第 28 号 令和 8 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算
可決すべきもの(賛成多数)
- 議案第 29 号 令和 8 年度世羅町介護保険事業特別会計予算
可決すべきもの(賛成多数)
- 議案第 30 号 令和 8 年度世羅町介護サービス事業特別会計予算
可決すべきもの(賛成多数)
- 議案第 31 号 令和 8 年度世羅町公共下水道事業会計予算
可決すべきもの(賛成全員)

採決の後、3 項目の附帯決議を付けることを決定した。

令和 8 年度予算審査附帯決議

- 1 指摘した事項の事業執行に当たっては、議会に説明後執行されたい。
- 2 予算の歳入を確保し、確実な事業執行に取り組まれたい。
- 3 事業内容や目的を整理し、実態把握をされたいうえで、補助金等の執行にあたられたい。

予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長(高橋公時) 以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

これより討論に入ります。

議案第 26 号 令和 8 年度 世羅町一般会計予算について、討論はありませんか。

○3 番(矢山 靖) 議長。

○議長(高橋公時) 委員長報告は「可決すべきもの」でありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。3 番 矢山 靖議員。

○3 番(矢山 靖) 議案第 26 号 令和 8 年度世羅町一般会計予算について反対討論を行います。まず本予算には、鳥獣捕獲報償金の引上げなど、議会の請願

を踏まえた対応や、子育て施策についても継続的な取組みなどが見られるなど、評価すべき点があることは認識しております。しかしながら、全体として見たとき、今後の町財政のあり方、そして持続可能な行政運営という観点から、本予算には賛成できないと判断いたしました。

歳出構成を見ますと、民生費や衛生費が歳出の約4割を占めており、いずれも住民生活を支える重要な経費であり、今後も必要な支出であると認識しております。こうした中、高齢化の進展により、これらの経費は今後も増加が見込まれます。その結果、町が自由に使える財源は限られていく構造にあり、財政の硬直化が進んでいるという状況であると考えます。将来の住民サービスを安定して維持していくためにも、現在の財政構造への対応が重要であると考えます。これは、将来の住民サービスにも影響しかねない問題であり、今後の財政運営に対する懸念を抱かざるを得ません。また、本町の基幹産業である農業については、しっかりとした予算措置が必要であると考えております。予算は前年度の8.6%から9.4%へと増加しているものの、その配分が将来の担い手確保や地域の活力維持にどのようにつながっているのか、十分に見えてきません。基幹産業であるからこそ、単なる予算の増減ではなく、成果につながる施策となっているのが厳しく問われるべきであると考えます。

併せて、人口減少や少子高齢化が進む中、商工業の振興や移住・定住の促進など、町の魅力を高め、人を呼び込み、定着につなげる取組みも重要であると考えます。さらに、総括質疑を通じて、今後の財政運営についての考え方が示されましたが、どのように事業の選択と集中を図っていくのか、その具体的な道筋は明確に示されたとは言い難いものでありました。限られた財源の中で、何を守り、何を見直していくのか、その判断こそが、これからの町政運営において極めて重要であり、既存事業の見直しや優先順位付けを含めた実効性ある予算編成が求められていると考えます。本予算に反対することは、町政そのものを否定するものではありません。

町民の暮らしを守り、将来世代に負担を先送りしない町政運営を求める立場からの判断であります。住民本位の公正な町政でなくてはなりません。子育て仕事、老後に希望が持てる世羅町政を求め、本予算には賛成できないことを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（高橋公時） 次に賛成討論の発言を許します。

○10番（藤井照憲） 議長。

○議長（高橋公時） 10番 藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲） 議案第26号 令和8年度一般会計予算について賛成の討論を行います。

町の2026年度当初予算案では一般会計が123億4000万円で、2年ぶりの増額編成となっております。これらの増額は、人件費の増額や物価高騰などによる経常的に要する経費が占めているものと考えられます。

その中で、歳入では、主なもので、町税は微増の19億9000万円弱、地方交付税は1億7500万円弱の増の51億6000万円強。

基金収入では、財政調整基金の取崩しを1億5000万円と大幅に縮減し、2億9000万円。町債の発行では、過疎対策事業の1億円近いアップなど、1億1200万円増の9億円弱となっております。これらの歳入は、いずれも堅調な収入を積上げられたものと考えております。

次に、歳出では、主なもので、総務費が財産管理費の縮減の他、IT管理費の増額などで8300万円増の17億円弱。衛生費では、清掃費の増額及び医療対策費などの増額により、1億6700万円余の増の22億9000万円余であります。農林水産業費では、有害鳥獣対策事業の増額及び農地費の増額により、1億2000万円増の11億6000万円余でございます。教育費は6200万円余の増額により10億円弱となっております。これらの歳出は、予算配分としては、適切な配分がされているものと認められます。

特に、諸団体への補助金では、しっかりとしたサマーレビューが行われた跡が見られます。見直しがしっかり行われているところでございます。引き続き、経常的経費の縮減に取り組んでいただきたいと思います。さらには、時代の要請に伴う業務のデジタル化への対応として、IT関連予算の増、また社会保障費並びに医療対策費の増額など、限られた財源を有効に使うことは言うまでもなく、持続可能なまちづくりへの投資が肝要であります。

厳しい財政事情に鑑み、選択と集中に努められるとともに、特に私申し上げたいのは、当初予算における新規事業が少ないのです。国の補助事業に頼らざるを得ないのは、やむを得ないとしても、住民の要望やニーズ、これらに答えるため

にも、職員が一致団結して英知を絞り、新たな施策の展開が必要に思います。町民の幸福度並びに満足度の向上にご尽力されることを要望し、賛成の討論といたします。

○議長（高橋公時） ほかに討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 26 号 令和 8 年度 世羅町一般会計予算に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 26 号 令和 8 年度 世羅町一般会計予算は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 27 号 令和 8 年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算について、討論はありませんか。

○3 番（矢山 靖） 議長。

○議長（高橋公時） 委員長報告は「可決すべきもの」でありますので、

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

○3 番（矢山 靖） 議案第 27 号 国民健康保険事業特別会計予算、議案第 28 号後期高齢者医療制度特別会計予算、議案第 29 号 介護保険事業特別会計予算、議案第 30 号 介護サービス事業特別会計予算について反対の立場から討論いたします。

まず、国民健康保険事業特別会計についてです。本予算における子ども子育て支援の趣旨は、将来世代を支える観点から理解するものです。しかし、その財源を国民健康保険加入者の保険料に上乘せし、1 人当たり約 4300 円の負担増とする仕組みは、物価高騰化において妥当とは言い難いものです。子ども子育て支援は、本来、国の責任で行うべきものです。特に、低所得者が多い国保加入者に一

律の負担を求め、さらに一般会計での補填せざるを得ない構造も踏まえると、本予算には賛成できません。

次に、後期高齢者医療制度特別会計についてです。令和8年度は、保険料率の改定により、後期高齢者の保険料は1人当たり年額約11万5676円となり、前年度より約2万円の負担増となります。さらに、子ども子育て支援金として2817円も新たに上乘せされます。年金だけでは生活が成り立たないという声がある中でこの負担増はあまりにも重いものです。年を取るほど、安心できる制度であるべきです。よって、本議案には反対いたします。

次に、介護保険事業特別会計予算についてです。居宅介護サービス給付費は約7億6000万円から約7億4900万円へと約1300万円の減額となっています。また、ケアプラン作成も月481人から16人減の見込みとされています。担当課長からは丁寧でわかりやすい説明を受けましたが、現場からは、人材不足や事業所の厳しい状況も聞いております。需要が減るのではなくて、支える体制が弱っているのではないかという懸念があります。支える体制が弱まれば、サービスを受ける高齢者の暮らしにも影響します。先の一般質問でも取上げたケアマネジャー不足の課題を踏まえ、年を取るほど、安心できる制度とするため、改善を求め反対します。

最後に、介護サービス事業特別会計予算についてです。介護予防支援業務の委託件数は704件から652件へ減少する見込みとされています。

要支援者のケアプラン作成は、地域での介護予防を支える重要な取り組みです。町内ケアマネ事業所へのヒアリングでは、制度はあるが、現場には余力がない。という声も聞かれました。介護を必要とする方が増えていく中で、この現場の声を重く受止める必要があります。

安心して介護を受けられる体制を守ることこそ、今求められている課題であります。以上の理由により、住民負担軽減と、安心して介護を受けられる体制の確保を強く求め、本議案には反対いたします。

○議長（高橋公時） 次に賛成討論の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 27 号 令和 8 年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 27 号 令和 8 年度 世羅町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 28 号 令和 8 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算について、討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 28 号 令和 8 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 28 号 令和 8 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 29 号 令和 8 年度世羅町介護保険事業特別会計予算について、討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 29 号 令和 8 年度世羅町介護保険事業特別会計予算に対する委員長報

告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 29 号 令和 8 年度世羅町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 30 号 令和 8 年度世羅町介護サービス事業特別会計予算について、討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 30 号 令和 8 年度世羅町介護サービス事業特別会計予算に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 30 号 令和 8 年度世羅町介護サービス事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 31 号 令和 8 年度世羅町公共下水道事業会計予算について、討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 31 号 令和 8 年度世羅町公共下水道事業会計予算に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 31 号 令和 8 年度世羅町公共下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり、可決されました。

この際、日程第 7 請願第 1 号 上安田地区 町道の早期改良に関する請願書(町道宝谷線)から 日程第 8 請願第 2 号 町道土井丸線改良要望についてまでの 2 件を「一括議題」とします。

日程第 7 から日程第 8 までの 2 件については、所管の産業建設常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(上本 剛) 議長。

○議長(高橋公時) 上本委員長。

はじめに、請願第 1 号について報告を求めます。

○産業建設常任委員長(上本 剛) 令和 8 年 3 月 23 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

産業建設常任委員会

委員長 上本 剛

産業建設常任委員会審査報告

3 月 5 日の本会議において本委員会に付託された請願については、次のとおり審査したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和 8 年 3 月 12 日(木) 午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 上本 剛、矢山 靖、亀田知宏、福永貴弘、向谷伸二、
藤井照憲、(高橋議長)

4 審査事項と結果

(1) 請願第 1 号 上安田地区 町道の早期改良に関する請願書

(町道宝谷線)

請願提出者 世羅郡世羅町安田

上安田振興区 区長 矢山吉昭

紹介議員 矢山 靖議員

請願の趣旨 町道宝谷線の未改良部分は上安田地区民の生活道として利用頻度が高く、観光シーズンには一般車両の通行が増える状況にある。これらの路線は道路幅員が狭隘で見通しが悪く、有事における緊急車両の通行や交通事故が危惧されることから早期改良を求めるもの。

委員の議論 委員からは、「当初より要望箇所が大幅に縮小され内容も整理されており、住民要望として認めるべきである。」などの意見が出された。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決した。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、請願第2号について、報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 上本委員長。

○産業建設常任委員長（上本 剛）

（2） 請願第2号 町道土井丸線改良要望について

請願提出者 世羅郡世羅町西神崎

代表者 新井 一 外5名

紹介議員 田原賢司議員

請願の趣旨 救急車を含む緊急車両の円滑な通行確保のための道路の拡幅と豪雨時及び長雨期の排水能力を向上させ、道路の冠水・流出の抑制や地域の安全・安心の確保と災害時対応の強化のため、道路の改良を求めるというもの。

委員の議論 委員からは、「水路の補修をすると、おのずと道路の拡幅につながる」などの意見が出された。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決した。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 以上、産業建設常任委員会に付託された請願の審査報告といたします。

○議長（高橋公時） 以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

請願第1号 上安田地区 町道の早期改良に関する請願書（町道宝谷線）の討論は、ありませんか。

○3番（矢山 靖） 議長。

○議長（高橋公時） 委員長報告は「採択すべきもの」でありますので、まず反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 請願第1号 上安田地区 町道の早期改良に関する請願書（町道宝谷線）について、賛成の立場から討論いたします。

上安田地区からは、昨年3路線全ての町道の早期改良を求める請願が提出されました。しかし、3路線全てを改良するには多額の費用を要し現実的ではないという理由により不採択となった経緯があります。こうした結果を受け、地域住民の皆さんは改めて検討を重ね、まずは必要性、緊急性の高い1路線だけでも整備してほしいと、内容を精査し、今回の請願を提出されました。これは要望を現実的な形に整理し直した、極めて真摯で合理的な対応であります。当該路線は生活道路であると同時に、花観光シーズンには花観光へ向かう通行車両が増え、また農繁期には、農作業車両の往来も多くなります。しかしながら、道幅が狭く、過去には車両が道路外へ逸脱した事例もあると聞いております。加えて、緊急時に救急車や消防車などの緊急車両の通行に支障を来す恐れがあることも看過できない課題です。

安全確保と迅速な救助活動の観点からも、改善の必要性は明らかです。地域住民は長年にわたり、不便と危機を感じながら生活しております。今回の請願は、過大な要求ではなく、公共性と安全性に照らして、当然答えるべき要望であると考えます。議員各位におかれましては、本請願の趣旨をご理解いただき賛同くだ

さいますようお願い申し上げ賛成討論といたします。

○議長（高橋公時） ほかに討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第1号 上安田地区 町道の早期改良に関する請願書（町道宝谷線）に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、請願第1号 上安田地区 町道の早期改良に関する請願書（町道宝谷線）は委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

これより討論を行います。

請願第2号 町道土井丸線改良要望についての討論は、ありませんか。

○11番（田原賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 委員長報告は「採択すべきもの」でありますので、まず反対討論の発言を許します。

（「なしの声」あり）

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） それでは、請願第2号、町道土井丸線改良要望に賛成の立場で討論いたします。この路線は都市計画区域内に位置しており、まず周辺住民の重要な生活道路として位置付けられております。ただ長年農業予算等も使えず都市計画区域内で、排水用水路等の改良もなされず、水路が狭小のままです。また併せて道路につきましても、法面が土羽で非常に幅が狭い状態で周辺住民の方が困られております。

またそのため救急車両等の緊急車両が非常に進入しづらく、現状においてはかなり遠方から遠回りされ、駆けつけておるという状況でございます。こういった都市計画区域内の道路につきましても、他にも多数ございます。そういったと

ころも踏まえながら、今後行政が都市計画区域内の道路の整備について、広く考えていただくことも祈念しながら、また今後のこの土井丸線の改良について皆様のご賛成をお願いし、この賛成討論といたします。以上でございます。

○議長（高橋公時） ほかに討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第2号 町道土井丸線改良要望について に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、請願第2号 町道土井丸線改良要望については委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

日程第9 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 松尾委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 令和8年3月23日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

総務文教常任委員会

委員長 松尾 陽子

総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会をつぎのとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

1 開会日時 令和8年3月11日（水） 午前9時開会

2 開会場所 世羅町議会議場

- 3 出席委員 松尾陽子、宗重博之、佐倉悠希、佐々木浩康、田原賢司、
高橋公時
- 4 説明員 町長・副町長・総務課長・財政課長・企画課長・福祉課長
教育長・学校教育課長・社会教育課長
- 5 調査項目及び内容

(1) 現地視察

ア グループホームあさがお

(ア) 施設の設備及び運営状況

令和7年12月に落成した日中サービス支援型グループホームあさがおの施設内を見学し、運営状況について社会福祉法人みつば会から説明を受けた。

施設は、居室が10部屋ありベッドやテレビなどは入居者が準備する。1泊から最大30日利用できる短期入所用の居室が3部屋あり、ベッドなどは完備されている。その他にストレッチャーに寝たまま入浴できる機械浴槽、食堂を兼ねたリビング、洗濯室、相談支援のための相談室、トイレ7か所のうち、車椅子対応が4か所(多目的トイレを含む)ある。24時間体制のためスタッフの仮眠室もある。また、別棟には福祉避難所としての機能もある日中活動施設があり、フリースペースとしての活用も考えている。

障がい者の方の高齢化と障がいの重度化により、支援する家族への負担が増え家庭での支援が困難になっている。障がい者の方が住み慣れた地域で自分らしく充実した生活を送ってもらえるよう地域移行と自立を促し支援していくための施設である。1月1日から人員を配置して運営を開始しているが、現在の入居者は1人であるとの説明があった。

委員から「当初のニーズの見込みは」との問いには「令和5年にグループ内の利用者から聞き取り調査を行って28人が希望すると言われたが、実際に募集を開始して勧めると、将来的には入所を希望するが、今は自分がまだ動けるので家でみたいと言われて入所に至っていない。町外からも70名程度の方が視察に来られている。1日も早く満床に近

づけられるよう営業努力を続ける」との回答があった。「利用者の保護者から他の保護者に勧めてもらおうような広げ方がいいのではないか」との意見が出された。

(2) 現地調査

ア せら文化センター及び世羅図書館（大字寺町）

(ア) 維持修繕の状況及び老朽化対策

文化センターは30年を経過している。主な修繕として、令和4年にはエレベーターの部品交換、トイレのフラッシュバルブの交換、換気窓の改修工事をおこなった。令和5年には浄化槽の蓋の修繕、緞帳のリミットスイッチ交換、非常用発電機の修繕、Wi-Fi環境の整備工事を行った。令和6年には、外壁タイルの修繕、仮設空調の電源その他の工事を行った。令和7年には世羅図書館の紫外線対策用のフィルムを含む窓ガラスの修繕、2階会議室の建具、復旧のための空調設備工事をおこなった。

今後は、毎年度実施する建設設備の保守点検結果に基づき、必要な修繕や機器更新を実施する。

図書館の蔵書数は、31,517冊、視聴覚資料としてDVD187枚、CD12枚、パネルシアター11本である。本の入れ替えは、新刊が入ったら古い本はバックヤードに積んでおき、年1回のリサイクル市でほしい人に譲る。

(イ) トイレの状況

2階の男性トイレ、1階の西側の男性トイレと女性トイレ、東側トイレには洋式トイレが一切ない。洋式トイレがあるのは、1階中央の男性トイレと女性トイレ、多目的トイレである。洋式トイレの絶対数が少ない。

委員から「30年を経過して屋根や外壁の維持が危惧される。調査業者からの報告にはあがってないのか」との問いには「不具合があれば、報告があるようになっているが今まではない」との回答があった。「トイレがここまで洋式化できていないことに驚いた。早めに対応していただきたい」との意見が出された。

(3) 普通財産管理状況

ア 建物の状況（旧自治センター・旧小学校等）

財政課が管理している施設は、旧自治センターが2施設（西大田、津久志）、旧小学校校舎が1施設（津田）、旧プールが1施設（津久志）、旧学校給食センターが2施設（世羅、世羅西）、旧町営住宅1施設（宇津戸）の7施設。

このうち旧津久志プールは、R8年度に解体予定で更地にして津久志自治センターが管理する予定である。旧西大田自治センターと旧津田小学校も解体予定であるが、跡地の利活用や解体費用等の課題があり解体時期は未定である。

町営住宅宇津戸団地は、売却手続き中である。旧世羅学校給食センターは、売却予定であるが、入札不調となっている。旧津久志自治センター、旧世羅西学校給食センターについては、利活用について検討中であるとの説明があった。

委員からの「津久志自治センターは、廃止ではないのか」との問いには「7施設の中でもまだ健全な方だと思うので、購入希望があれば処分したい」「旧津田小学校は、住民からも早く解体してほしいという声がある」という意見には、「解体費用は、おそらく億近くかかる。スポーツ広場などの方針が決まればそれに準じて解体など進めたい」との回答があった。

(4) 令和7年度入札発注工事(250万円以上)の契約及び進捗状況について

進捗状況について、総務課1件、財政課2件、企画課2件、学校教育課1件の調査を行った。

(5) IRU契約の状況について

ア ㈱MCATの決算状況（予算委員会資料参考）

第42期の世羅町分の当期純利益は6871万759円で、追加賃借料として4247万3839円が町に納付される。令和6年度の追加賃借料は、4466万7266円で219万3427円の減額となっている。

MCAT全体での売上高は、10億2456万円余、前期に比べて8327万円の増である。世羅町分については、2億2345万円余、前期に比べて178万円の増である。増額の要因としては、テレビ利用料収入が7231万円余で、

前期と比べて 12 万円余の増。インターネットの利用料が 1 億 4506 万円余で、前期に比べて 443 万円余の増となったことによる。

支出は一般管理費が全体で 2 億 8457 万円、前期と比べて 6993 万円の増、世羅町分では、3290 万円余で前期と比べて 196 万円余の減だった。営業損益は、世羅町分で 8563 万円余、前年と比べると 314 万円余の増となった。

委員から「毎年利益分配金があるが累計でどのくらいになるか」との問いに「現在 1 億 2088 万 5808 円を基金として積み立てている」との回答があった。「議会の光ファイバー網調査特別委員会の意見を受けて町が IRU 契約の見直し交渉を三原ケーブルテレビと行い勝ち得たものだが、今後のメンテナンス費用として基金を積み立てていただき運用等に当てていただきたい」との意見が出された。

(6) ソフトバンクの DX 推進アドバイザーの活用について

ア 現年度予算及び内容

令和 5 年にソフトバンク株式会社とデジタル人材育成及びデジタル化の推進に関する連携協定を締結した。情報格差の解消とデジタル人材の育成及び DX の推進を目的としている。

DX 推進アドバイザーは、ソフトバンクの地域社会貢献活動の一環として、またソフトバンクの一員という位置づけにより無償で協力して頂いているため、予算措置は行っていない。内容としては、町全般のデジタル化推進のシステムの紹介や導入の支援をしていただいている。

イ これまでの活用実績と成果

令和 4 年度から継続開催している世羅高校と協働した高齢者スマホ相談会の開催のため、機器の操作方法やマナーなど、基礎知識を高校生が教えるためにソフトバンクが持つノウハウが活かされている。

その他にも高齢者の見守りサービスの導入支援、世羅高校の IT 人材育成プログラムの導入支援、コウノトリ見守りのための監視カメラの導入支援、せらまちタクシーやたすき一券の電子化への支援いただき、町の課題解決に貢献されている。

ウ 来年度予算案と具体的な活用案

アドバイザー招聘に関する予算措置は来年度も行っていない。

活用案として、デジタル化推進のためのシステムの紹介と検証、プロポーザル実施時の助言をいただくために参画していただくことも想定していきたい。

委員からは、「プロポーザル実施時の選考アドバイザーの具体例は」との問いには「具体的なプロポーザルの実施は念頭はないが、助言というかたちでアドバイザーの意見を聞くのも活用の一つと考える」「国や県のDX推進アドバイザー制度の活用の計画は」との問いには「総務省や県の事業を使ってセキュリティポリシーの見直しなどにアドバイザーを派遣してもらい、助言を受けたことは今年度でも何度かある。来年度以降は、県のデジシブ広島で採用されたデジタル人材の派遣を県に要請している。総務省のDXアドバイザーも無償で活用できるのであれば精査して進めたい」との回答があった。

6 その他（令和8年度行政視察項目及び視察先等）

令和8年度の行政視察について前回委員から提案のあった視察内容及び候補地から岡山県玉野市のインクルーシブ教育、福山市のイエナプラン教育校「福山常石ともに学園」、神戸市の「ヤングケアラーの取組み」、淡路島の「移住定住の取組み」の中から検討する。

視察時期としては、6月末から7月の初旬とし、4月以降に相手方と調整を行い6月定例会で提案する。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（高橋公時） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

日程第10 産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 上本委員長。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 令和 8 年 3 月 23 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

産業建設常任委員会

委員長 上本 剛

産業建設常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 8 年 3 月 12 日（木） 午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 上本 剛、矢山 靖、亀田知宏、福永貴弘、向谷伸二、
藤井照憲、（高橋議長）
- 4 説明員 町長、副町長、財政課長、町民課長、産業振興課長、
商工観光課長、建設課長、上下水道課長
- 5 調査項目及び内容

（1）現地調査

ア 請願第 1 号に関する現地調査（大字安田）

現地では、「請願第 1 号 上安田地区 町道の早期改良に関する請願書」の内容について現地で担当課から説明を聞き、実際に道を歩き調査をした。

イ 請願第 2 号に関する現地調査（大字西神崎）

現地において「請願第 2 号 町道土井丸線改良要望」に関し、現地調査を実施し、あわせて水路の状況を確認した。

（2）年間建設計画

ア 令和 8 年度事業計画案

資料に基づく説明を受けた際、委員から、道路維持補修における「緊急度」の判断について、地元要望とパトロール等による緊急性のどちらを優先するのか、またどのような尺度で優先順位を決定しているのかとの質問があった。

これに対し、地元要望とパトロール結果の双方を踏まえて判断しており、特に現に崩壊している箇所や大型車両の通行に支障を来している箇所など、安全確保の観点から緊急度が高いと判断したものを順次予算化しているとの回答であった。

(3) 指定管理施設（指定管理期間5年以上）について

ア 施設に係る当初の管理運営提案事項の実施状況と課題

資料により説明を受けた。

委員からは、公募型事業については、月ごとの利用者変動に応じた施策の重要性や、月次データによる利用動向の把握、長期契約による新規事業創出の必要性について意見があった。

これに対し、経営体ごとに検証と助言を行い、季節ごとの動向を踏まえた分析のもと、担当者中心に戦略を検討している。今後も各事業者に応じた体制づくりに取り組む旨の説明があった。

(4) 宇津戸下仮屋地区臭気問題について

ア 臭気指数及び飼育頭数の推移状況

資料に基づく説明を受けた際、第3牧場については、事業者において閉鎖することが決定されており、令和8年3月末までに全頭の搬出を完了し、閉鎖する予定であるとの説明があった。

これに対し委員からは、閉鎖に伴い、全頭搬出後の施設の清掃及び洗浄について、いつ頃までに完了する計画であるのか、その工程について質問が出された。

これに対し、施設の清掃及び洗浄については、令和8年9月末までに完了する計画であるとの回答があった。

(5) 公共下水道等年間建設計画

ア 令和8年度事業計画案

資料に基づく説明を受けた際、委員から、将来の需要予測や維持管理コスト、コストに関する考え方について質問があった。

これに対し、以前は外国製メーカーの機器を使用していたため、修繕対応や費用面に課題があったが、今回の更新では国内メーカーに変更することで、コストを約半額に抑えるとともに、修繕対応のしやすさやラ

ンニングコストの面でも有益な計画としているとの回答があった。

(6) 令和7年度入札発注工事(250万円以上)の契約及び進捗状況について
建設課20件、産業振興課4件、上下水道課2件の調査を行った。

(7) 国営農地開発事業について

ア 滞納繰越分の納入状況

資料に基づく説明を受けた際、納入については、予定どおり納入されているとの説明を受けた。

委員からは、支払いたくても支払えない農家への対応について質問があった。

これに対し、原則として各農家から提出された返済計画に基づき納入を求めているが、年度末などに個別の聞き取りを行っており、不作などの正当な理由により支払いが困難な場合には、個別の実情に応じて柔軟に対応を検討する方針であるとの回答があった。

イ 収益向上及び営農計画改善支援の内容並びに県等関係機関との連携

対象農家を定期訪問し、徴収状況と経営課題を把握した上で、対応可能な事項は助言を行い、必要に応じて県等と連携し技術指導や販路開拓支援、有害鳥獣対策事業の制度活用支援などを実施している。今後も償還状況の確認とあわせ、個々の経営状況に応じた支援を継続するとの説明を受けた。

(8) 鳥獣被害対策 GIS地図利用の活用状況

鳥獣被害対策におけるGIS地図(Googleマイマップ)の活用状況について、資料により説明を受けた。

委員より、報告があった場所のみをマッピングすると地域によって情報の偏りが生じるのではないかとの質問があった。

これに対し、報告頻度の高低により地域差が生じる可能性はあるが、今後は柵を設置した者への報告の促進や、猟友会、実施隊による見回り結果の反映などにより、情報の精度向上に努める旨の回答があった。

6 その他(令和8年度行政視察項目及び視察先等)

令和8年度の行政視察について委員各位から提案のあった岡山県真庭市を中心に兵庫県淡路市を検討する。視察内容及び候補地を基本に産業建設常任

委員会正副委員長において視察自治体を選定し、本年度6月中、遅くとも10月での視察実施に向けて準備を進める。

以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

日程第11 議会広報広聴常任委員会報告を行います。

議会広報広聴常任委員長の報告を求めます。

○議会広報広聴常任委員長（向谷伸二） 議長。

○議長（高橋公時） 向谷委員長。

○議会広報広聴常任委員長（向谷伸二） 令和8年3月23日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

議会広報広聴常任委員会

委員長 向谷 伸二

議会広報広聴常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和8年3月13日（金） 午前10時20分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 向谷伸二、松尾陽子、亀田知宏、佐倉悠希、矢山 靖、
佐々木浩康、（高橋議長）
- 4 調査項目及び内容
(1) 議会報告会・意見交換会について
ア 令和8年度の計画

議会全体としての議会報告会・意見交換会は、旧町単位の3地区で開催することと決定とした。意見交換会は、テーマ（(案)町の活性化には）

を決めワークショップ形式で行う。開催日時は10月～11月で3日間程度を予定する。

イ 広報広聴常任委員会による意見交換会について

「農業法人の今後は」と題し、農業法人に声掛けをし、今後の農業に関する意見交換を行う。

(2) 議会広報研修について

広報コンクールにおいて常に上位に位置する、福岡県大刀洗町、和歌山県かつらぎ町を候補に挙げたが、最終的には委員長・副委員長に一任となった。今後、相手先との調整も含め検討を進める。

(3) 議会だよりについて

5月号の議会だよりは、全20ページで予算を中心とした紙面構成とする。

編集期間は3月24日以降の6日間程度とする事を決定した。

以上、議会広報広聴常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、議会広報広聴常任委員長の報告を終わります。

日程第12 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（田原賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 議会改革調査特別委員長。

○議会改革調査特別委員長（田原賢司） それでは、議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

令和8年3月23日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

議会改革調査特別委員会
委員長 田原 賢司

議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和 8 年 3 月 13 日（金） 午前 9 時開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 田原賢司、佐倉悠希、亀田知宏、矢山 靖、宗重博之、佐々木浩康、
福永貴弘、向谷伸二、上本 剛、松尾陽子、藤井照憲、
（高橋議長）

4 調査事項

（1）議会 YouTube 配信について

町長から、YouTube によるライブ配信の開始について同意する旨の回答がありました。

一方で、配信動画の無断二次利用や改編、プライバシー侵害等のリスクが指摘されたことから、議会事務局が管理主体となり、運用方針、利用規約および運用規程に基づき、適正な管理を行うことを確認しました。

なお、3 月定例会は試験配信とし、6 月定例会から本格運用することを決定しました。

（2）議員研修について

AI 活用及び LINE WORKS の実務的な活用をテーマとした研修を実施する方針とし、概念的な内容ではなく、実用性を重視した研修とすることを確認しました。

研修は、6 月定例会中の開催を目指すこととし、内容については引き続き検討してまいります。

5 その他

令和 7 年度議会報告会・意見交換会に係る回答については、文言整理のうえ、議長名で町長及び開催した 11 自治センターへ発信することとしました。

また、委員会資料の提供時期について協議を行い、調査項目の決定は正副委員長に一任することで合意しました。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（高橋公時） 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第13 議員派遣について を議題といたします。

本件については、会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声 〕

ご異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。お諮りします。

ただ今、議員派遣について可決されましたが、本件に関し、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声 〕

したがって、本件、議員派遣に関する変更等の決定については、議長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その他条項、 軸、数字、 その他 整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声 〕

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。これをもって、令和8年第1回世羅町議会定例会を「閉会」いたします。

（起立・礼）

閉 会 10時12分